大江橋法律事務所
OH-EBASHI

Vol.18

事業再生・債権管理
Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2019年12月号〉

目 次

1 ｜ アパレル業者（小売業者）の倒産手続における留意点

2 ｜ 米国Chapter 11最新動向－Barneys－

3 ｜ 【米国倒産法あれこれ⑥】”filing bankruptcy”を理由とする契約解除の有効性

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

アパレル業者（小売業者）の倒産手続における留意点

吉原　秀
Masaru Yoshihara
PROFILEはこちら

1. はじめに

取引先や融資先が事業を停止し、法的倒産手続に移行する、という事態は、突然やってきます。とりわけ、倒産手続開始直後は、当該事業者を取り巻く環境等も一挙に変化することになりますが、そのような状況下で適切な法的対応を講ずることや取引先や融資先が倒産する場合を想定して平時の法的対応を検討しておくことは、必ずしも容易ではないと思われます。

本稿では、事業者が倒産した場合を具体的に想定しながら（主として破産手続又は民事再生手続を開始した場合を念頭におきます。）、起こり得る法的問題点とその留意点を、業態別に整理・検討することを試みます。本稿は、そのシリーズ化第1弾として、アパレル小売業者の倒産について検討します。

＜設例＞

株式会社Aは、10代から20代の若者をターゲットにした衣料品の小売業を営む会社で、主にショッピングモールやいわゆるファッションビルに店舗を構えて営業していた。資本金は1000万円で、売上高は年間15億円程度で推移していたが、店舗での売れ行きが伸び悩み、それに対応して在庫も膨らんでいったため、資金繰りが徐々に逼迫するようになった。

20XX年X月X日、株式会社Aは月末の買掛金を支払うことができない資金状態に陥り、同月24日、民事再生手続開始を申し立てた。

2. 想定される窮境原因と平時の対応

アパレル小売業者の倒産は増加傾向の兆しがあり、2019年1月から10月の累計倒産件数は199件[1]（前同期比14.3％増）で、負債額も前年同期の約2．3倍に達したというデータもあります[2]。最近では、米国ファッションブランド「フォーエバー21（FOREVER21）」や高級老舗百貨店チェーン「Barneys New York」[3]が、米国連邦破産法11条の適用を申請し、10月末で日本の全店舗及びオンラインストアを閉店したニュースが話題となりました。

一部のブランドを除き、日本国内のアパレル業界は苦境が続いているといわれていますが、アパレル小売業者が窮境に陥る要因としては、まず、大手業者の台頭とそれに伴う競争激化が挙げられます。加えて、E－コマースの発達による店頭での販売不振や、業種柄、季節に応じて商品を変え、かつ、色やサイズを幅広く取り揃えておく必要があるため、過剰在庫になりやすいといったことも挙げられるでしょう。

上記のような一般的な傾向を前提とすれば、アパレル小売業者の取引先においては、棚卸資産の精査や物流費等のコスト面を確認することはもとより、当該小売業者が抱えている在庫量や仕入戦略の適切性、店舗ごとの採算性といった点を中心に経営体制を注視しておくことが肝要です。

3. アパレル小売業者の倒産手続と留意点

(1) 担保権に関する留意点

アパレル小売業者は、在庫商品を大量に保有していますので、金融機関等が当該在庫商品を目的物として（流動）集合動

1：そのうち、172件（約86．4％）が破産手続で、9件が民事再生手続とされています。

2：https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20191111_04.html

3：BarneysのChapter 11の詳細は、本ニューズレター2019年12月号「米国Chapter 11最新動向－Barney s－」（宮本聡）をご参照☞参照先リンクはこちら

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

産譲渡担保権を設定している例は少なくないと思われます。

担保権は、融資先からの任意の返済が困難となった場合を想定して設定するものですが、実際に融資先が倒産した場合、当該担保在庫品を換価することは容易ではありません。すなわち、平時の店頭やインターネットショッピングであれば適正価額で売却できますが、担保権者が自力で売却しようとすれば適正価額での売却（換価）は困難な場合が少なくありません。その一例として民事再生手続における担保権実行中止命令の発令が考えられます。設例に即して記載すれば、株式会社Aが担保権実行中止命令を申し立て、裁判所が所定の要件を満たしていると判断すれば、一定期間、申立ての対象となった担保権について、その実行ができなくなります。なお、基本的には、その一定期間に、担保権の実行猶予や目的物の受戻し、被担保債権の弁済方法等について、Aと担保権者の間で合意することが想定されています（一般的に、このような合意を別除権協定といいます。）。

加えて、集合動産譲渡担保を設定する際に特定した保管場所から担保目的在庫商品が任意に移動された場合には、担保権の効力が及ばなくなる可能性もありますので、このような観点からも、アパレル小売業者の商品保管体制や商品移動の可能性等を確認することが重要といえるでしょう。

さらに、当該商品のライセンサーが存在する場合には、ブランドイメージを守るためにライセンス契約の解除等を主張される場合も少なくなく、その結果、販売を継続すれば商標権侵害になってしまうなどの理由で、当該商品の換価が困難になるケースもあり得ます。

このような点を踏まえれば、集合動産譲渡担保権を設定する場合はもとより平時においても、当該集合動産の内容（定番品が多くを占めるのか、季節性の商品が多いのか等）や保管状況を確認し、ライセンサーの有無等も勘案して、担保価値を評価しておくことが重要といえるでしょう。

（2）信用状取引に関する留意点

アパレル小売業者の中には、中国をはじめとする海外から商品を輸入して仕入れている事業者も少なくありません。そのような輸入取引においてなされる信用状取引についても、当該事業者について法的倒産手続が開始すれば種々の問題が生じ得ます。

例えば、信用状発行銀行が信用状の発行を拒絶し、輸入仕入れが事実上停止してしまう事態に陥れば、たちまち事業が立ち行かなくなりますので、この対応が至急求められます。私的整理においてもこの点は大きな論点となります。

また、信用状発行銀行が信用状を発行後、商品を載せた船舶が海上にある状態で法的倒産手続を開始した場合で、発行銀行が当該商品に担保権（譲渡担保権が典型でしょう。）を設定しているケースでは、その商品がアパレル小売業者と契約している倉庫業者の倉庫に搬入されれば、譲渡担保権と当該倉庫業者の商事留置権の優劣が問題になります。

この点に関し、一定の事実関係を前提に、発行銀行が当該商品を直接占有したことがなくても、発行銀行は占有改定による引渡しを受けていたものと認められる旨判示した判例（最判平成29年5月10日民集71巻5号789頁[4]）もあり、信用状取引の目的物を対象とする譲渡担保権設定契約を締結する場合には、対抗要件の具備についても留意する必要があります。

（3）取引形態に関する留意点

アパレル小売業者、とりわけ、設例のようにショッピングモールやファッションビルに出店している事業者が商品を販売する際の取引形態は、単純な売買契約ではないことがほとんどです。

紙幅の都合上、網羅的に法的性質等を整理することはできませんが、散見される主要な取引形態を挙げれば下表のとおりです。

4：輸入業者（民事再生手続を開始した会社）の輸入する商品に関して信用状を発行していた銀行が、当該輸入商品に対して設定していた譲渡担保権に基づく物上代位権の行使として、当該輸入業者が転売した商品の転売代金の差押えを申し立てた事案において、当該銀行の有する譲渡担保権が当該民事再生手続において別除権と認められるか（再生手続開始前に譲渡担保権について対抗要件を具備していたか）が問題になったケースです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

	取引形態	取引の内容・特徴
1	委託販売	商品の販売をショッピングモール等に委託する販売方式で、売れ残った商品の所有者は委託者たるアパレル小売業者に帰属しており、売れ残り商品は返品されます。
2	消化仕入れ	ショッピングモール等に商品を納品し、ショッピングモール等が管理・販売を行うが、アパレル小売業者とショッピングモール等の仕入・売上は実際に商品が消費者に販売された時点で計上し、所有権もその時点で移転させる販売方式で、売れ残り商品は返品されます。
3	返品特約付売買	シーズンものを入れ替える場合等に取引先が契約を解除又は返品することを認める販売方式です。

それぞれ、当該アパレル小売業者について法的倒産手続を開始した場合に、倒産手続の中でどのように扱われるかを事前に検討しておくことが肝要であり、債権法改正も考慮し、必要に応じて、契約書を作成又は修正することも検討に値します。

(4) DIPファイナンス

アパレル小売業者について民事再生手続が開始されると、倉庫業者・運送業者は自らがアパレル小売業者に対して有する売掛債権を被担保債権として商事留置権に基づいて保管している商品を留置することがあり、取引先からは代金の現金払いや支払いサイトの短縮を迫られることも少なくありません。

状況下において、留置目的物を解放してもらうために被担保債権(未払の倉庫費用・運送費用)を支払ったり、短縮された支払いサイトに対応するために、再生会社(当該小売業者)としては、いわゆるDIPファイナンスを受けて資金調達をすることも視野に入るところです。

(5) デベロッパーとの関係

上記設例のとおり、アパレル小売業者の中には、路面店等のみならず、ショッピングモールや百貨店等のいわゆるデベロッパーが所有・管理する不動産において、その一区画を賃借して(ケース貸しと呼ばれる形態です。)店舗を運営しているケースが少なくありません。

当該小売業者が民事再生も含めて倒産すると、店舗の利用契約を打ち切られ、退店を迫られることも多いようです(中には物理的に店舗が閉鎖されてしまう場合もあるようです。)。

もっとも、民事再生手続の開始を理由とする契約の解除(そのような解除原因を定めている条項を倒産解除条項と呼ぶことがあります。)は無効であると解されておりますので(最判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁)、再生債務者に不動産や店舗スペースを賃貸している事業者においては、この点に留意して対応を検討する必要があります。

また、民事再生手続の開始により、再生債務者には民事再生手続下における特別の契約解除権 が付与されるところ(民事再生法第49条第1項)、この解除権に基づいて、再生債務者としては店舗の統廃合を図る場合もあります。この点、賃貸人やデベロッパーとしては、再生債務者が上記解除権を行使するか否かが定まらない状態が長期化するのを防ぐべく、再生債務者に対して解除権を行使するか否か確答すべき旨の催告をすることができますので(同条第2項)、必要に応じて、再生債務者に対する催告も検討することになるでしょう。

全国各地に店舗を有する事業者であれば、このような現象が各地で起こるため、特に取引先(商取引債権者)は、刻一刻と変化する状況を注視し、対応方針等を検討する必要があります。

4. 終わりに

アパレル小売業者について法的倒産手続が開始した場合の問題点や留意点は上記の内容に尽きるものではありませんが、読者の皆様が取引先や融資先の倒産リスク、それに伴う問題点を検討される際の一助になれば幸いです。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

米国Chapter 11最新動向－Barneys－

宮本　聡
So Miyamoto
PROFILEはこちら

はじめに

近年、米国では、老舗高級百貨店チェーン「Barneys New York」、低価格衣料品販売「Forever 21」（以上2019年）、「Sears Holdings」（傘下に①百貨店「Sears」及び②スーパーマーケットチェーン「Kmart」）（以上2018年）、玩具量販店「Toys “R” Us」（2017年）など、日本でもなじみのある有名小売事業者のChapter 11申請[1]が相次いでいます。そこで、本稿では、米国Chapter 11の最新動向、特に、直近で耳目を集めた米国Barneys New York, Inc.ほか4社（以下「Barneys」といいます。）[2]のChapter 11について報告いたします。

1　近年のChapter 11の申請件数

米国での2007年以降の法人のChapter11の申請件数は以下のとおりです。

2008年の金融危機後、数年は1万件を超える水準で推移しましたが、ここ数年は6000件前後で安定的に推移しています[3]。

2　小売事業者のChapter 11が多い要因

このような法人のChapter 11申請件数の推移の中で、近年、有名小売事業者によるChapter 11申請事例が増えているのは、次の①から③のような事情によるとされます。

①e-commerceの発展に伴う売上の減少
②消費動向の変化（物を買うことより経験・体験にお金を使う）
③店舗の賃料の高騰

3では、BarneysのChapter 11について報告いたします。なお、日本で「Barneys New York」を展開している法人は、米国のBarneysと資本関係はなく、また、その事業もBarneysのChapter 11による影響を受けていません[4]。

3　BarneysのChapter 11[5]

(1) Chapter 11申請

Barneysは、2019年8月6日、ニューヨーク州南部の連邦倒産裁判所に、Chapter 11を申請しました[6]。Chater11の申請書によると、Barneys（連結ベース）の想定資産は100M-500M USD、想定負債総額は100M-500M USDとされています。BarneysはChapter 11の申請と同時につなぎ融資（DIPファイナンス）を確保したことを発表しています。

1：日本におけるアパレル小売事業者の倒産手続における留意点については本ニューズレター「アパレル業者（小売業者）の倒産手続における留意点」（吉原 秀）ご参照。

2：このBarneys New York, Inc.ほか4社のChapter 11は一つのChapter 11の事件として扱われていることから、Chapter 11を申請した5社を総称して「Barneys」と表記しています。

3：連邦裁判所ではこの原稿作成時点で2019年9月末までの倒産事件の申請件数が報告されています。https://www.uscourts.gov/report-name/bankruptcy-filings?page=3。余談ですが、日本では、全国の裁判所に申し立てられたその年の倒産事件の件数が公表されるのは翌年の春頃ですので、日米の情報開示のスピードの違いを感じます。

4：https://abgnewsroom.com/home/abg-barneys-finalized

5：以下は主としてBarneysが裁判所に提出した書類の記載内容に基づいて構成されています。

6：Barneysは1996年にもChapter 11を申請しており、2度目のChapter 11となります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

Barneysが苦境に陥った要因としてはまさに前述の①から③の要因が当てはまると考えられ、特に③の一等地の路面店の賃料の負担が重かったようです。実際、BarneysはChapter 11申請後((2)のスポンサーへの資産譲渡前に)、22店舗のうち15店舗の賃貸借契約の履行を拒絶して閉店しました[7]。

(2)スポンサー選定手続

ア　Stalking Horse Bid

Barneysの事例では「Stalking Horse Bid」と呼ばれるスポンサー選定の方式が取られました。日本の事業再生ではStalking Horse Bidはなじみの薄い概念ですが、どのようなスポンサー選定方式なのでしょうか。

「Stalking Horse Bid」を日本語で表現すると「当て馬入札」となりますが、これは、債務者と特定のスポンサー候補(Stalking Horse)があらかじめ一定の条件でスポンサー契約を締結した後(下表①)に、債務者がStalking Horseよりもよい条件を提示するスポンサー候補がいないかを探索(下表②)するスポンサー選定方式です。このスポンサー選定方式は、米国のChapter 11のスポンサー選定や資産譲渡の場面では一般的なものです。債務者(売主)は安定的にスポンサーを確保できる一方、(譲渡代金を弁済原資として期待する)債権者としてもStalking Horseよりも高い条件を提示するスポンサー候補の有無を検証でき価格の競り上がりも期待できます。また、入札の結果、Stalking Horseとは別の候補がスポンサーとなった場合には、Stalking HorseにはBreak-Up Feeが支払われ、金銭的な補償が与えられます(下表③)。

このようなStalking Horse Bidは、日本の倒産法上、活用が禁止されているわけではなく、債務者と債権者の双方にメリットのありうるスポンサー選定方法です。日本でも事業再生局面でのスポンサー選定におけるBreak-Up Feeが議論されるなどしています[8]ので、将来的には日本の事業再生でも広くこのような方式が活用されるようになるかもしれません[9]。

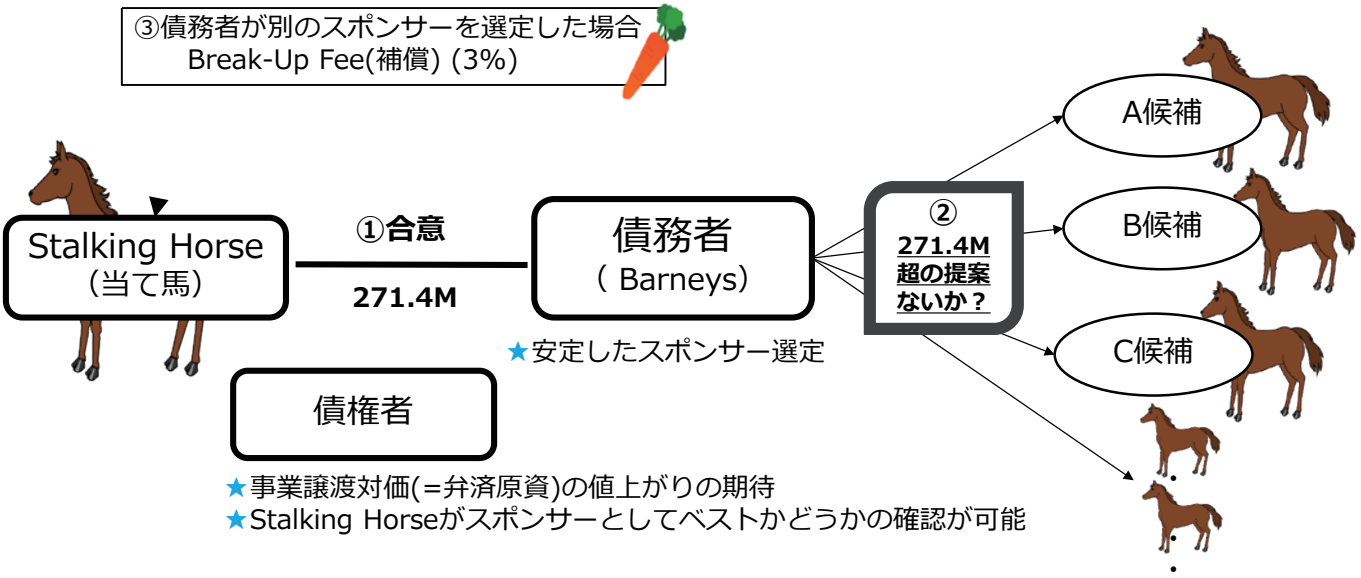

7:日本の倒産法では事業再建や財団の維持増殖のため管財人等に未履行の双務契約の解除権(破産法53条1項等)が与えられていますが、Chapter 11の債務者の履行拒絶権もこれと同様のコンセプトです。

8:一例として、山本和彦=事業再生研究機構編「事業再生におけるスポンサー選定のあり方」14頁等(商事法務、2016年)

9:韓国では、米国のChapter 11に類似した回生手続において、2017年以降、Stalking Horse Bidが導入され、2017年後半以降はほとんどの事案でStalking Horse Bidが優先的に考慮されるようになっている、との報告があります(金永根「ストーキング・ホース・ビッドを利用した韓国回生手続の事例」事業再生と債権管理162号157頁(2018))。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

イ BarneysによるStalking Horseの選定

Barneysは2019年8月9日、入札手続や入札スケジュール等について裁判所の許可を求める申請を行い、裁判所は8月22日にこれを許可し、10月22日が入札期限と定められました。

Barneysは、10月16日、ABG-Barneys, LLC及びB. Riley Financial, Inc.[10]をStalking Horseとして選定し「Stalking Horse Purchase Agreement」を締結し、Stalking HorseによるBarneysの資産の購入予定価格が271.4M USD（現金払）であること、Break-Up Feeは購入価格の3%（つまり8.142M USD）であること等がリリースされました。

(3) スポンサー選定、裁判所許可、クロージング

Barneysは、別のスポンサー候補からも買収提案を受けたものの、2019年10月24日にStalking HorseであるABG-Barneys, LLC及びB. Riley Financial, Inc.[11]をスポンサーに選定しました。

ただ、その後、10月29日になって、債権者、かつ、Barneysの従業員を代表する労働組合は、雇用維持の観点から、Bidに参加した別のスポンサー候補の支持を表明しました。

しかしながら、この別のスポンサー候補の提案は入札条件を満たすものではなかったようであり、その後の裁判所での審尋を経て、最終的にBarneysは、11月1日に裁判所の許可を得て、同日、Stalking HorseであったABG-Barneys, LLC及びB. Riley Financial, Inc.との資産譲渡契約等を実行しました。

この資産譲渡契約等の実行（クロージング）により、ABG-Barneys, LLCはBarneysブランドを含むBarneysの資産を取得し、また、B. Riley Financial, Inc.はニューヨーク市の旗艦店を含むChapter 11申請後も営業を続けていた残りの7店舗及びオンラインストアにて、これらの店舗の閉鎖を前提として、Barneysの持つ在庫等についての閉店セールを行うこととなり、11月上旬から閉店セールが開始しているようです。こうして、BarneysがChapter 11申請前に運営していた既存店舗はいったん全て閉鎖されることとなりました。今後、Barneysは資産譲渡対価を主な原資とした弁済計画案を策定することになると考えられます。

4 まとめ

Barneysは、ブランドを残すという形でスポンサーに事業を承継させていますが、既存の店舗はオンラインストアを含めいったん清算する形となっています。今後、ブランドを承継したABG-Barneys, LLC は新たなBarneysの出店を行うなどしてBarneysブランドを活用することになると思われます。既存店舗をいったん全て閉鎖することは事業の維持更生という観点からは残念なようにも思われますが、前述の米国における①e-commerceの発展に伴う売上の減少、②消費動向の変化、③店舗の賃料の高騰等の事情を踏まえると、致し方ないのかもしれません。

今後、読者の皆様が米国の小売事業者等のChapter 11に携わる機会がある際に、本稿が少しでも役に立てば幸いです。

10：入札したのは米国のブランド管理会社Authentic Brands Groupです。Agent であるB. Riley Financial, Inc.も共同入札者として名前が挙がっていますが、Barneysの資産の購入者はABG-Barneys, LLC（Authentic Brands Groupによって組成されたSPCと思われます）です。

11：B. Riley Financial, Inc.はBarneysにDIPファイナンスを行ったレンダーの1社でもあります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【米国倒産法あれこれ⑥】
”filing bankruptcy”を理由とする契約解除の有効性

田中宏岳
Hirotake Tanaka
PROFILEはこちら

英文契約では、どのような取引に関する契約であれ、Termination Clause（契約解除条項）として、”filing bankruptcy”（倒産手続の申立て）が解除事由として定められ、要するに、契約相手について倒産手続の申立てがあった場合には、契約を解除することができるとの取り決めがなされていることが比較的一般的です。契約相手の倒産申立ては、当事者間の信頼関係に大きく影響し、倒産会社との取引継続は先行き不透明な側面があることが通常ですので、倒産申立てを機に契約関係を解消したいとの思いは至極合理的なもののように思われます。しかしながら、米国倒産法では、このような倒産手続開始を理由とする解除条項（倒産解除条項、ipso facto clause）の有効性については、特別の定めが置かれています。

すなわち、米国倒産法においては、明文の定めをもって、未履行契約（Executory Contract）における倒産解除条項は原則として無効であるとされています（Title 11 Code 365(e)(1)）。いったん、貴社の取引先がチャプターイレブンを申し立てたとすると、貴社は契約書に倒産解除条項があったとしても、当該チャプターイレブンの申立てを理由とする解除はできないということですから、相当なインパクトがあるものと考えられます。さらに、倒産手続開始を理由とする契約内容の変更もまた同様に制限されていますので、倒産申立てを理由に取引量を減少させたり、決済条件を変更したりすることも基本的にできません（仮にこのようなことを行うとすれば、倒産申立て等に関しない他の契約上の根拠を見出す必要があります。）。このように、広く倒産解除条項が無効であるとされ、さらに契約条件の変更まで制限されるということの心は、債務者側（DIP）に、倒産手続開始後も契約を存続させるか、解除するかという選択権があることの表れであると考えられています（仮に債権者による倒産解除を認めてしまうと、債務者の選択権が台無しになってしまう。）。債務者としては、事業再建のため、有利な契約は存続させ、不利な契約は解除したいというポジションになり、米国倒産法はこのポジションを強く保護しているものといえます。逆に債権者の立場からは、どうせ無効になるのであれば、契約書に倒産解除条項を規定する意味はないという考えにもなりかねないところですが、一概にそうは言い切れないものと考えます。なぜなら、まず第一に、①米国倒産法上、債務者に対する融資契約等一定の契約に関する倒産解除条項は有効とされていること（Title 11 Code 365(e)(2)）が挙げられます。また、②貴社の取引先が申し立てる倒産手続はチャプターイレブンのような米国での倒産手続に限られるわけではなく、米国以外の法域では必ずしも倒産解除条項を無効とする明文の規定があるとは限らないためです（例えば、ドイツ倒産法の下では、議論はあるものの、倒産解除条項は有効であると考えられています。）。ちなみに、日本の倒産法には、直接に倒産解除条項を無効とする条文はなく、裁判所は一定の場合に倒産解除条項を無効であると判断してきたところです（詳しくは、本ニューズレター2019年4月号「倒産手続における契約条項の効力～契約文言どおりの効力が生じるとは限りません～」（松永崇）をご参照☞参照先リンクはこちら）。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

なお、やや本題から外れますが、日本の倒産法と異なり、米国倒産法においては、債務者は、契約を存続させる、解除するという選択肢の他、倒産手続開始時において存続している契約を、第三者に譲渡する、という選択肢も有しています。英文契約では、相手方の承諾なく契約上の地位を第三者に譲渡することは禁止されるという条項があることが通常ですが、いかにそのような条項があったとしても、原則として債務者は、倒産手続開始後、第三者へ契約関係を承継させることができるとされています（Title 11 Code 365(f)(1)）。したがって、取引先が米国倒産法の申立てをした場合には、貴社からの契約解除は困難であり、場合によっては契約関係が第三者に承継される可能性もあることさえ予期しておく必要があるでしょう。ただし、倒産手続開始前から債務者側に契約違反がある場合等一定の要件を満たす場合には、債権者側から契約解除をすることができますし、第三者への契約譲渡も一定の例外を含んでおります。そのため、倒産手続開始を理由とした契約解除等が困難であることを原則的な立場として捉えた上で、個別の事情を踏まえた検討の余地があることにもご留意ください。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。